

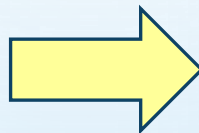
奈良市水道水源保護指導要綱の条例化について

これまで、奈良市の水道水源は、「奈良市水道水源保護指導要綱」により、事業所からの排出水の水質目標設定値を定め、事業者の皆さまの協力により水源の保護を行ってまいりましたが、社会環境の変化や今後起こり得る事態に対応し、これまでの排出水の規制に加え、様々な面から水道水源の保護を実施するための条例を制定し、住民の生命及び健康を守ることを強化しようとするものです。

現行

「奈良市水道水源保護指導要綱」

- 水源流域内の事業者を全て把握することが困難
- 水源流域での土地の状況把握が困難
- 水源流域での地下水の採取による水源への水質管理状況の把握が困難
- 法的拘束力がないため、強制的な措置を講じることができない



条例化に向けての検討が必要な項目

- 対象施設（事業所等）からの排出水の水質規制
（現在は排出される水質を規制しています。）
- 対象施設（事業所等）の立地の規制
（水道水源に影響がある施設の設置を制限すること。）
- 土地取引の届出
- 地下水利用の届出・規制
（一定規模の井戸がある施設等は届出や規制を検討。）
- 罰則規定の導入

現在の状況

- 1 水道水源保護地域に該当する自治連合会への事前説明を実施。
- 2 水道水源保護地域に該当する自治会への説明を実施。また住民及び事業者を対象にアンケート等を実施中。
- 3 水循環における有識者及び法律家にアドバイスを受け、条例骨子の作成に着手。

今後の見通し

実施中の調査結果及び意見の聴取結果を分析し、実効性のある条例案を策定しパブリックコメントを実施した後、早期に議会に提出したいと考えています。